## 奈良県告示第二百三十二号

戒区域として平成二十七年二月奈良県告示第四百二十七号 第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警 で指定した次の区域について、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 その指定を解除する。 (土砂災害警戒区域の指定)

平成三十年十一月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

流警戒区域	流警戒区域	流警戒区域奈良市月ヶ瀬桃香野(〇〇三)土石	流警戒区域奈良市月ヶ瀬桃香野(〇〇二)土石	流警戒区域奈良市月ヶ瀬桃香野(〇〇一)土石	区域の名称
おり 次の平面図のと	次の平面図のと	おり 次の平面図のと	おり 次の平面図のと	おり 次の平面図のと	区域
理課理課	理課のでである。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	理課のでがである。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	理課のでである。現代のでは、現代を表現では、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、またのではでは、またのでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またので	理課のでである。現代のでは、現代をは、現代を、また、のででは、またのでは	縦覧場所

<u>'</u>	理課及び奈良市役所危機管奈良県奈良土木事務所	おり次の平面図のと	区域 ○○五)土石流警戒
	理課及び奈良市役所危機管奈良県奈良土木事務所	次の平面図のと	が成本 (○○三) 土石流警戒
	理課及び奈良市役所危機管奈良県奈良土木事務所	次の平面図のと	が以前(○○□) 土石流警戒
	理課及び奈良市役所危機管奈良県奈良土木事務所	次の平面図のと	区域 (○○一) 土石流警戒
	理課及び奈良市役所危機管奈良県奈良土木事務所	おり次の平面図のと	奈良市月ヶ瀬桃香野(○○六)土石

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。 「次の平面図」 は省略し、 その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及